

説明資料

平成26年10月17日
厚生労働省老健局

特定施設入居者生活介護等のイメージ

制度の概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム
 - ② 軽費老人ホーム(ケアハウス)
 - ③ 養護老人ホーム※「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

特定施設入居者生活介護

住宅事業者＝介護事業者

包括報酬(要介護度別に1日当たりの報酬算定)

: 自己負担1割、保険給付9割



特定施設が介護を実施

特定施設

- ・有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅で該当するものを含む。)
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

特定施設入居者生活介護の概要【指定権者・対象者等】

制度の概要

- 特定施設入居者生活介護関連のサービスは、「特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の3種類があり、さらに、「特定施設入居者生活介護」については、「介護専用型」「混合型」の2類型がある。
- それぞれのサービスの概要は以下のとおり。なお、都道府県の介護保険事業支援計画において定めた「必要利用定員」を超えるような指定申請については、指定を行わないことができるものとされている。

		指定権者	対象者	総量規制の対象
特定施設 入居者生活介護 (法第8条第11項)	①介護専用型 (法第70条第4項)	都道府県	要介護者	利用定員
	②混合型 (法第70条第5項)	都道府県	要介護者	推定利用定員 (定員数の7割※)
③地域密着型特定施設入居者生活介護 (法第8条第20項)		市町村	要介護者	利用定員
④介護予防特定施設入居者生活介護 (法第8条の2第11項)		都道府県	要支援者	なし

※ 7割を超えない範囲で都道府県が定める割合。混合型特定施設には、同じ建物に自立・要支援者が入居しているため、建物全体の利用定員ではなく、推定利用定員をもって総量を算出している。

認知症対応型共同生活介護の概要

(基本的な考え方)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

《設備》

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他
居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

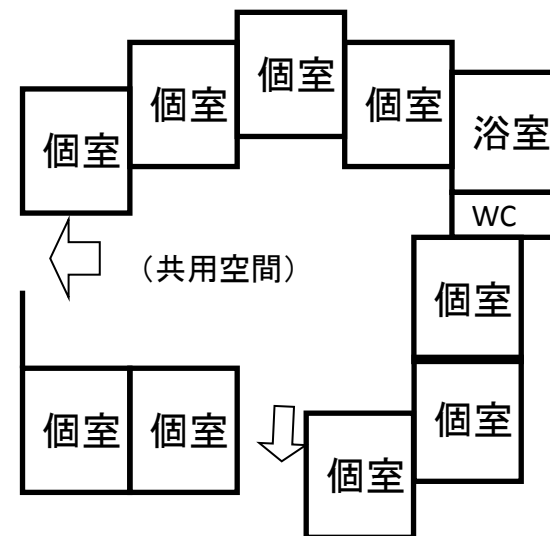
《人員配置》

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:ユニットごとに1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

《運営》

- 運営推進会議の設置・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成・外部の視点で運営を評価

共同生活住居(ユニット)のイメージ

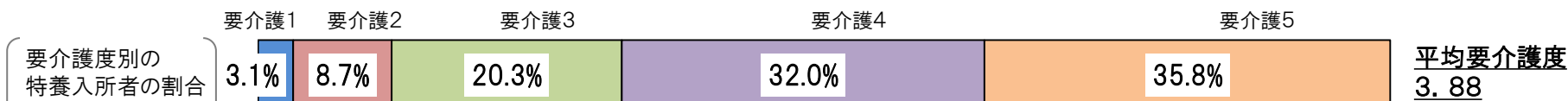


介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について

【根拠法：介護保険法第8条第21項、第26項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

≪ 施設数： 7,982施設 サービス受給者数：52.1万人（平成26年3月） ≫ ※介護給付費実態調査



※平成24年度介護サービス事業所調査

≪設置主体≫

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

≪人員配置基準≫

- 医師： 必要数
- 介護・看護職員： 3:1 等

≪設備基準≫

- 居室定員： 原則1人(参酌すべき基準)
- 居室面積： 1人当たり10.65㎡ 等

多床室

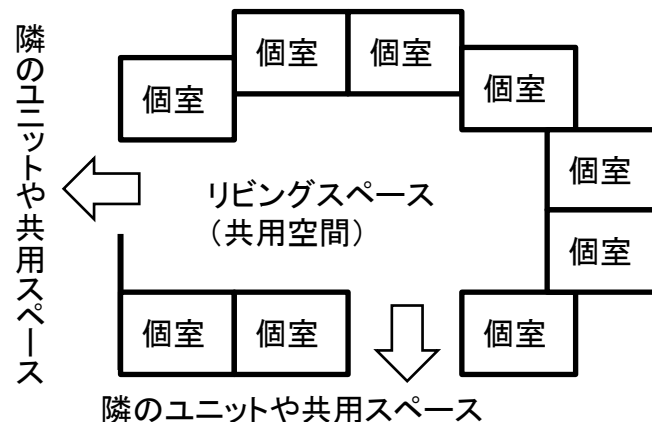
- 多床室（既設）の介護報酬：912単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.0人（平成23年）



ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：947単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.6人（平成23年）

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



各サービスの受給者数

	サービス受給者数	
① 特定施設入居者生活介護	居宅サービス	19.0万人
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	0.6万人
② 認知症対応型共同生活介護		18.4万人
③ 介護福祉施設サービス	介護福祉施設サービス	49.2万人
	地域密着型 介護福祉施設サービス	4.1万人

※特定施設入居者生活介護の居宅サービス及び認知症対応型共同生活介護のサービス受給者数は、介護予防サービス受給者を含む。

特定施設等における短期利用の概要

		①特定施設 (短期利用)		②認知症高齢者グループホーム (短期利用)		③特別養護老人ホーム (空床利用の短期入所生活介護)		
短期利用の要件	事業の経験	施設として3年以上の経験		介護保険サービスの運営について3年以上の経験		なし		
	ショートステイ利用者の上限	入居定員の10/100以下		1ユニット(9名)につき1名 ※約10%		なし		
	利用期間	30日以内		30日以内		30日以内		
	本来事業における入居率	入居率80/100以上		なし		なし		
人員配置	医師	なし		なし		必要な数		
	生活相談員	100 : 1		なし		100 : 1		
	介護・看護職員	3 : 1		3 : 1 (介護従業者)		3 : 1		
	栄養士	なし		なし		1以上		
	機能訓練指導員	1人以上		なし		1以上		
(1日あたり) 単位	種別	居宅サービス	地域密着型サービス	1ユニット	2ユニット	従来型個室	多床室	ユニット型個室・準個室
	要介護5の場合	843単位	842単位	934単位	920単位	895単位	964単位	998単位

いわゆる「総量規制」について

- 介護保険法又は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画等に定めた定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る指定等によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等をしないことができるとされている。

<対象サービス（地域密着型サービスを含む。）>

<根拠法令>

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | ・ ・ ・ 老人福祉法第15条第6項 |
| ・ 介護老人保健施設 | ・ ・ ・ 介護保険法第94条第5項 |
| ・ 介護専用型特定施設 | ・ ・ ・ 介護保険法第70条第4項 |
| ・ 認知症高齢者グループホーム | ・ ・ ・ 介護保険法第78条の2第6項第4号 |
| ※混合型特定施設（任意） | ・ ・ ・ 介護保険法第70条第5項 |

（介護保険法の改正により平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認めないこととした）

規制改革に関する第2次答申

Ⅱ 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

(2) 具体的な規制改革項目

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成26年度措置^{第1}】

自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

入所施設を運営する経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競うことで、利用者の利便を高めることが必要であるが、それぞれの施設が担う役割が十分に整理されていないとの指摘がある。

また、**地方公共団体では、「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当たって、介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方公共団体においては、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加を見込んでいない**との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

また、厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、**各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込む**よう、地方公共団体に通知する。

規制改革会議（平成26年6月13日）